

令和元年度

宮城県地域防災計画の修正について

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

【目次】

1 修正の経緯	… 1
2 主な修正点について	… 3

令和2年1月時点
宮城県

1 修正の経緯 — 概要図 —



H12 宮城県沖地震の長期評価公表
 H13 長町・利府線断層帯長期評価公表
 H17 宮城県沖地震を想定した強震動の評価(一部修正版)
 H20 日本海溝・千島海溝周辺海溝型の地震防災戦略

「減災」を基本方針とした防災対策の推進

(「自助・共助・公助」の概念に基づき、県・市町村・防災機関・県民一丸となった取組)

減災目標(地域目標)を定めるよう地方公共団体に要請

H22~H23 宮城県第四次地震被害想定調査
 H14~H15 宮城県第三次地震被害想定調査

中断終了
 反映

宮城県地域防災計画
 H16.6修正 震災対策編
 H17.6修正 風水害等災害対策編
 H18.8策定 日本海溝特措法編



震災後の宮城県地域防災計画の修正状況

全面的な見直し・修正
 主要な修正事項
 ・災害時要援護者対策
 ・津波対策
 ・物資の備蓄・輸送

毎年度必要な箇所を修正
 主要な修正事項
 ・指定避難所、指定緊急避難場所に関すること
 ・避難勧告等の発令に関すること
 ・圏域防災拠点に関すること
 ・火山災害対策に関すること

H25.2修正
 地震災害対策編
 津波災害対策編
 風水害等災害対策編

H26.2~H31.2修正

防災基本計画の修正及び避難勧告等に関するガイドライン改定の反映
 「自らの命は自らが守る」意識の徹底
 ・警戒レベルを用いた避難勧告等の発令
 ・避難勧告等の発令に活用する警戒レベル相当情報

宮城県災害時広域受援計画を踏まえた受援体制の整備等に関する修正

宮城県地域防災計画 R2.1修正(予定)
 地震災害対策編
 津波災害対策編
 風水害等災害対策編

●震災後の国の動向

H23
 ○津波対策の推進に関する法律
 ○東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門部会報告
 ○津波防災地域づくりに関する法律
 H24
 ○災害対策基本法第1弾改正
 ○防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画反映事項

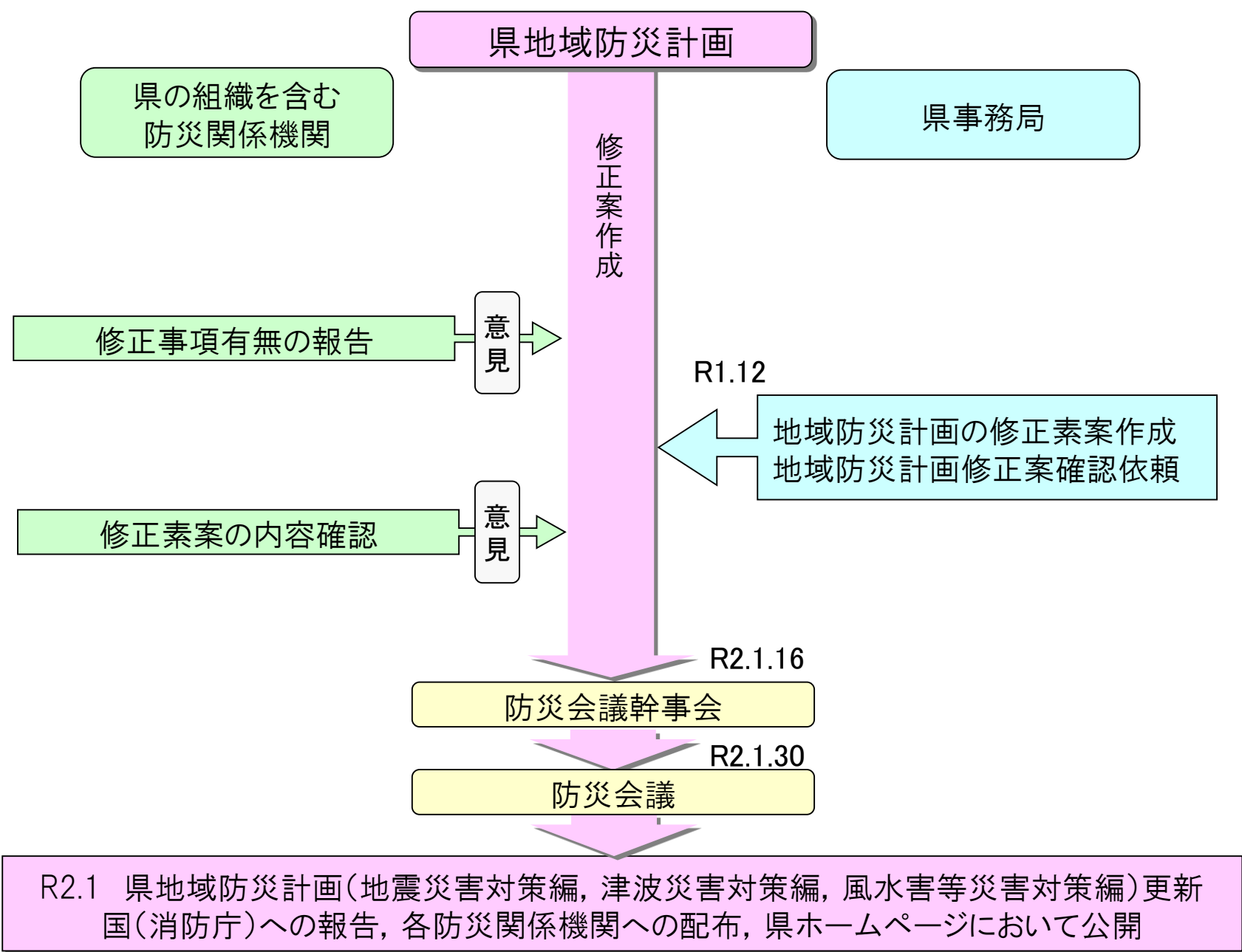
- 関係諸法令の改正
 - ・災害対策基本法
 - ・大規模災害からの復興に関する法律
 - ・活火山特別措置法
 - ・土砂災害対策基本法
 - ・水防法
- 防災基本計画の修正
- 東日本大震災の検証記録
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- 避難勧告等に関するガイドライン(旧名称:避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン)
- 宮城県津波対策ガイドライン

R1.5 防災基本計画の修正

R1.5 宮城県災害時広域受援計画の策定

H31.3 避難勧告等に関するガイドラインの改定

1 修正の経緯 — 県地域防災計画修正の流れ —



2 主な修正点について

(1)地震災害対策編, 津波災害対策編, 風水害等災害対策編共通の修正

<防災基本計画の修正の反映>

イ 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正

○平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正
「自らの命は自らが守る」意識の徹底,防災と福祉の連携等を記載。
(新旧対照表:地震編 P1, 3, 6, 津波編 P1, 2, 6, 風水害編 P1, 3, 6)

○住民が主体となった地域の避難に関する取組強化
防災リーダー育成等における,水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用について
記載。
(新旧対照表:地震編 P3, 津波編 P2, 風水害編 P4)

<地域防災計画独自の修正>

ロ 宮城県災害時広域受援計画の策定を踏まえた修正

令和元年5月に策定した宮城県災害時広域受援計画を踏まえ,県の応援受入れ体制の整備,
国や他都道府県に対する応援要請等について修正
(新旧対照表:地震編 P4, 5, 7, 8, 津波編 P4, 5, 7, 8, 風水害編 P5, 6, 30, 31)

ハ 救助実施市の指定

平成31年4月に,仙台市が救助実施市に指定されたことに伴い,県,市町村における救助の種類
等を整理。
(新旧対照表:地震編 P9, 津波編 P9, 風水害編 P31, 32)

2 主な修正点について

(2)風水害等災害対策編

<防災基本計画の修正の反映>

イ 避難勧告等に関するガイドラインの改定

○警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

市町村が避難勧告等を発令する場合に、5段階の警戒レベルを用いて提供する旨の記載及び警戒レベルに対応し居住者がとるべき避難行動を記載。

(新旧対照表:風水害編 P7, 8)

○警戒レベル相当情報

避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の主体的な行動を促すため、5段階の警戒レベル相当情報として、発表する旨を記載。

(新旧対照表:風水害編 P13)

避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報等について、相当する警戒レベルを記載。

(新旧対照表:風水害編 P13~16, 24, 25)